

医療費窓口負担の問題

いま、不況が慢性化し、生活が苦しくなったと訴える市民が増えています。原則 3 割の医療費窓口負担が生活を圧迫している現状にあります。とりわけ高血圧や糖尿病など慢性疾患の場合、生活が苦しいから医療費を削るというわけにはいきません。慢性疾患患者の場合、薬代・検査料を合わせると 1 万円以上の窓口負担が生じる場合もあります。

私のもとにはこの間数件の医療費に関する相談があり、山形市内の無料低額診療につなげた事例が 2 件、生活保護につなげた事例が 4 件もありました。無料低額診療を行う医療機関がない当市において、こうした低所得者の窓口負担の問題をどう解決するか真剣に考えていく必要があります。その中で国民健康保険法第 44 条には経済的困窮者に対する医療費一部負担金を減額・免除する規定が設けられています。しかし、残念ながらこの制度は市民に周知・徹底されず、当市においてこれまで申請・適用になった事例は皆無だと伺っています。いま、経済的問題で必要な医療が十分に受けられない状況が進む中、この国保法 44 条減免をきちんと機能させ、市民に制度の周知を徹底していくことが必要だと思います。

そのために、市役所及び医療機関の窓口ポスター等を掲示し、市民に対する制度の周知徹底をはかることが必要です。